

事例研究～中国ビジネス法務

(第99回)

法律上必要となる「民主的手続き」

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊珠



近年、中国にある日系企業では、経営効率の改善、人件費削減等の目的から大規模な人員整理が行われる例が少なくありません。解散・清算時に現地企業が十分な法的根拠をもって行うリストラとは異なり、経営中の現法において人員の整理を行うにあたっては、人員削減、担当職務の調整等を考慮するだけでなく、企業がその後も現地で安定的に経営できることを保証しなければならず、対応がより困難となります。この中で、適切な対応及び「民主的手続きを」の運用が、特に今後の経営持続において非常に注目される実務対応となるため、今回はこれについて解説いたします。

◇現法の人員整理がスムーズに実施できなかつたケース

天津市にある日系企業A社では、経営コスト削減の目的から、80人いる全従業員のうち30人の労働契約を解除し、別の10人についても担当職務調整を行うことになった。当初委託していたコンサルタントが特に指示しなかつたために、A社で人員整理計画を策定した際、人事及び財務担当者を除いては従業員に対して情報を一切開示せず、整理の計画が策定された後になって初めて全従業員に公示することとなつた。

このような突然の整理発表に対し、大多数の従業員から非常に大きな不満が出る事態となり、整理後の処遇案が具体的に示されていないだけでなく、会社が民主的手続きを履行していないとして、従業員はストライキにより対抗措置をとることを決定した。同時に、従業員から人社局(人材資源社会保障局) 及び上級労働組合へも通報があつたため、人社局、上級労働組合はこれを大変重要視し、確認のためにA社に代表を派遣した。最終的に、A社が弁護士を変え、人社局及び上級労働組合の要求に従い民主的手続きを追加的に実施したもの、その前に起きていた騒動のために会社側は交渉を主導できない立場となつたうえ、従業員のストライキによってもA社が高額の損失を被ることとなつた。

◇法律上必要な「民主的手続きを」と現法における実務対応

中国の「労働契約法」第4条第2項により、企業が労働者の切実な利益に直接関わる社内規則や重大事項を制定、修正もしくは決定する場合は、従業員代表大会または全従業員による検討協議を経て、計画案や意見を提出し、労働組合または従業員代表と平等に協議して決定しなければならないことが規定されています。当該規定及びその実務における執行方式により、企業で大規模な人員整理(総従業員の10%あるいは20人以上に及ぶもの) を実行する場合に実施すべきであるとされる民主的手手続きには、少なくとも以下の三つの構成要素があります。

- ①企業と、従業員代表大会または全従業員との協議検討、意見交換
- ②企業と、労働組合または従業員代表との交渉
- ③企業から所管人社局及び地方总工会への報告

上記の法律規定があるために、企業が法律上必須プロセスとされている「民主的手続きを」を履行していないと、人員整理の実施に違法要素があるとみなされて遂行が難しくなる上、従業員、人社局および上級の労働組合などの各者の不満を引き起こしやすくなります。企業の主導権も大きく奪われることになるため、重要な「民主的手続きを」の履行は決しておろそかにできません。

「民主的手続きを」の履行プロセスにおいて、従業員、人社局および上級労働組合などの各者と適切に交渉を行うことが、対応のキーポイントとなります。適切に交渉、対応することで、企業が主導権を奪われる(高額な経済補償金を要求する従業員からの「ゆすり」に遭うなど) 事態に陥るリスクを回避できるだけでなく、かえって各者(特に従業員) に企業の状況や立場を理解してもらいやすくなり、法律の規定についても正しい認識がもたれることで、人員整理後の作業展開にもメリットがあります。

◇日系企業へのアドバイス

現法における人員整理などの計画のスムーズな実施を確実にするためには、労働契約法でその履行が必要不可欠であると規定される「民主的手続き」を十分に認識し、適切に履行する必要があります。「民主的手続きを」への適切な対応には、現地の実情と従業員の心理状態への十分な配慮に加え、相当な水準の対応テクニックや高度な法解釈も必要となるため、専門の知識と経験をもつ弁護士によるサポートが必要となります。一般論のみに基づく法解釈を欠いた対応では「机上の空論」に陥りやすく、企業にとって不利な事態が生じ、リスクや損失につながることは避けることが望ましいと言えます。

東風ルノーの1～9月新車販売、通年目標の9割に=湖北省

中国のニュースサイト 搜狐新聞が9日伝えたところによると、フランス自動車大手ルノーの中国合弁会社、東風雷諾汽車(DRAC、湖北省武漢市)がこのほど発表した2017年1～9月の新車販売台数は5万3454台となり、通年目標(6万台)の9割をクリアした。

車種別では、同社の初商品であるコンパクトSUV「科雷嘉(カジャール)」が1万8529台。看板車種の小型SUV「科雷傲(コレオス)」は3万4925台。

同社は先に、武漢工場で走行試験場を稼働させたばかりで、その敷地面積は4万4000平方メートル。車体の耐久性や強度、操作の安定性、NVH(騒音・振動・乗り心地)の評価試験などを実施できる。(上海時事)

東風プジョー、コンパクトSUV「4008」にPHV追加へ

中国のニュースサイト 搜狐新聞が9日までに伝えたところによると、フランス自動車大手、PSA(旧プジョー・シトロエン・グループ)の中国合弁会社、東風標致(東風プジョー)はこのほど、コンパクトタイプのスポーツ用多目的車(SUV)「4008」にプラグインハイブリッド(PHV)モデルを追加し、2019年に四川省成都市の工場で生産を開始する方針を明らかにした。環境規制の強化に対応するためとみられる。

PHVモデルの駆動システムには、出力150キロワットのガソリンエンジンに加え、前後輪をそれぞれ独立したモーターを搭載する。ガソリン1リットルの走行距離は30.3キロ。ガソリンエンジンを使わない、満充電での走行距離は60キロ。(上海時事)

新晨中国動力の子会社、独BMW合弁会社から設備購入

香港上場の中国自動車大手、華晨中国汽車控股の子会社で、同じく香港上場のエンジンメーカー、新晨中国動力は3日、全額出資子会社の綿陽新晨動力機械(四川省綿陽市)が、同系列の華晨汽車集団と独BMWの合弁会社である華晨寶馬汽車から、エンジン組み立てラインと補助設備を1億1944万元(33億円)で買い取ると発表した。

新晨中国動力は、ライン購入後、調整とグレードアップを行い、3気筒1.2リッターのエンジンを生産する予定。(時事)

中国、世界最大のEV市場目指す=外資系企業にも関与迫る一米紙

米紙ウォール・ストリート・ジャーナル(WSJ、中国語電子版)はこのほど、中国が現在、世界最大の電気自動車(EV)市場を目指しており、政策を通じて、外資系企業にも国内生産などの関与を迫っていると報じた。

同紙は、「これは中国の川上・川下産業にとって大ばくちだ」と論評。米国や他の地域では、EVにそれほど早く一定規模の発展ができるのかと疑う向きもあるが、中国は既にEV推進を利用し、汚染物質排出の規制や輸入石油への依存低減、中国自動車メーカーの質向上を図ろうとしていると指摘した。